

第5回 北海道河川審議会 次第

日 時：平成31年1月11日（金）10:00～

場 所：道庁 赤れんが庁舎 2階1号会議室

1 開 会

2 開会挨拶

3 報告事項等

- ・北海道河川審議会について

4 議 事

- ・第4回北海道河川審議会の主な意見について
- ・今後の水防災対策を推進していくための基本的な方針について
- ・その他

5 今後の予定

6 閉 会

○配布資料

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 資 料 1 | 北海道河川審議会条例 |
| 資 料 2 | 北海道河川審議会 傍聴要領 |
| 資 料 3 | 第4回北海道河川審議会の主な意見 |
| 資 料 4 | 北海道の川づくりビジョン（案） |
| 参考資料1 | 前回審議会時点との対比表 |
| 参考資料2 | 今後の予定について |
| 参考資料3 | 北海道の川づくりビジョン（原案）に対する道民意見の募集結果について |

「北海道河川審議会」委員名簿

(五十音順、敬称略)

分野	氏名	所属	出欠 予定
経済	石橋 孝	北海道商工会連合会 特別推進局 参与	×
河川工学	泉 典洋	北海道大学大学院工学研究院 河川流域工学研究室 教授	○
水産資源	上田 宏	北海道大学名誉教授 (公益社団法人北海道栽培漁業振興公社 技術顧問)	○
水資源開発	阪 庄司	札幌市水道局給水部 給水部長	○
景観	坂井 文	東京都市大学都市生活学部 教授	○
防災工学	中津川 誠	室蘭工業大学大学院くらし環境系領域 教授	○
行政	中宮 安一	七飯町長	○
河川工学	早川 博	北見工業大学工学部地域未来デザイン工学科 教授	○
生物	富士田 裕子	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園 教授	○
環境教育	古川 美枝子	札幌市環境プラザ 札幌市環境教育リーダー	○
農業	古谷 陽一	篠津中央土地改良区 理事長	○
森林	丸谷 知己	北海道大学名誉教授 (北海道立総合研究機構 理事)	○

北海道河川審議会条例

平成 28 年 3 月 31 日

条例第 17 号

北海道河川審議会条例をここに公布する。

北海道河川審議会条例

(設置)

第 1 条 河川法(昭和 39 年法律第 167 号。次条において「法」という。)第 86 条第 1 項の規定により、知事の附属機関として、北海道河川審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、法第 5 条第 1 項に規定する二級河川その他の知事が管理する河川に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 法第 16 条第 4 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第 4 条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

北海道河川審議会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 北海道河川審議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付で住所、氏名を記入し、事務局の許可を受けた上で、その指示に従い入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明することはできません。
- (2) 会議において、写真撮影、録音、録画等は、審議が始まる前までの冒頭部分のみとさせていただきます。
- (3) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
お分かりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

第4回 北海道河川審議会 の主な意見

資料 3

■第4回 北海道河川審議会（開催日時：平成30年8月1日(水)10:00～かでのる2.7)

番号	項目	委員	主な意見	対応
1	1. はじめに	石橋 委員 中津川 委員	経済的な価値の評価を踏まえた川づくりのあり方とかを研究課題として挙げておくとか、単純に土地の値段とか、そういうものでは済まされないいろんな付加価値があると思うので、そういうものも考えて記載してはどうか。北海道の経済を念頭に置いた必要性をこのビジョンの中に書かれた方がよい。	経済に関する記載を追記。(p.1、42)
2		丸谷 委員	河川の氾濫で新鮮な野菜だとかが全部だめになってしまうというのが北海道の特徴で、経済的な被害が大きいというもクローズアップされるのでどこかに記載があればよいと思う。	
3		古川 委員	図1-1 北海道の川づくりのイメージ図が北海道のイメージとは違う。	背景の山を修正。(p.1)
4		中津川 委員	図1-1 北海道の川づくりのイメージ図の背景について、北海道らしい山の風景とか、広葉樹になっているところを針葉樹にするなど工夫があっても良いのではないか。	
5		丸谷 委員	「開拓」という言葉が出てきていないが、もともと北海道というのは開道以来150年、河川の氾濫との戦いで、それが農作物とか食料の経済被害に大きな打撃を与え続けてきているという経緯の記載があった方がよいのではないか。	開拓に関する記載を追記。(p.2)
6		丸谷 委員	流木の問題が全国的に非常に大きな問題になっていると思うので、一般的に流木の危険を指摘することを入れておいたほうが良い。	土砂・流木について追記。(p.2、14、43、44)
7		丸谷 委員	流域全体の対策として、土砂管理区間と水管理区間の治水、治山、土砂管理の整合性など、もう一回書いたほうが良いのではないか。	
8	2. 北海道の川 の特色	丸谷 委員	北海道は全国の中でも比較的山地が少なく、なだらかな土地が多いと書いてあるが北海道自体の面積が広く、30%以上という急傾斜地の面積は全国で1位のためこの文章は修正したほうが良い。	急峻な地形の面積を全国で最も広く有していることを追記。(p.7)

第4回 北海道河川審議会の主な意見

資料 3

■第4回 北海道河川審議会（開催日時：平成30年8月1日(水)10:00～かでの2.7)

番号	項目	委員	主な意見	対応
9	3. 豊かな環境を次の世代へ3-1 未来へ向けた川づくり	上田委員	河畔林を整備するという記載とは別に、土砂によって供給される山林からの流木被害というところを追加したほうが良いのではないかと。	「砂防事業等の他事業と連携」を追記。(p.19)
10		中津川委員	危機管理体制に、河川管理施設の適切な情報を伝達することによって市町村の危機管理体制の支援を行うとか、情報提供をして避難等危機管理体制をうまくいくようにするみたいなことを書いてはどうか。	河川管理施設の運用状況に関する情報等を的確に提供する体制を構築することを追記。(p.22)
11		古川委員	十四号川の改修中と改修後の写真があるが、何年後なのかわかるように入れた方が良くないか。	「3年後」を追記。(p.26)
12		丸谷委員	河畔のみどりに保水機能はなく、流域全体のみどりが保水するのだから、文章のスタートは河畔のみどりではなく、「河川源流域のみどり」とかにしないと、話が途中で広がって変になってしまうのではないかと。	「河川流域のみどり」に修正。(p.27)
13		丸谷委員	青丸「みどりの回廊として」の文章は、「拠点を結ぶ大きな役割」というのも抽象的であるし、わかりづらい。	「面的なみどりの広がり形成する「みどりの回廊」」に修正。(p.27)
14		中津川委員	久著呂川の写真が「下流湿原への土砂流入防止のため、河道安定化対策を講じている」となっているが、写真だけでは分からないので補足していただきたい。	写真を差し替え、コメントを修正。(p.32)
15		3. 豊かな環境を次の世代へ3-2 川づくりを確かなものに	上田委員 泉委員	「洪水を処理するのに最も効果的な川の形は、河道の直線化や断面の単純化です」とあるが、この表現はもう一度検討したほうが良いのではないかと。 表現をやわらかくするのはどうか。

第4回 北海道河川審議会の主な意見

資料 3

■第4回 北海道河川審議会（開催日時：平成30年8月1日(水)10:00～かでのる2.7)

番号	項目	委員	主な意見	対応	
16	3. 豊かな環境を次の世代へ3-2 川づくりを確かなものに	中津川委員	b)専門家との連携を深めるの2行目、「新たな洪水予測技術開発、予測精度向上に努める」という細かいテーマに限定するのではなく、もうちょっと幅広く「洪水対策のための技術開発に努める」という表現に改めてほしい。	「河川工学分野をはじめ、気象学分野や情報工学分野と連携した新たな洪水予測等の洪水対策のための技術開発や、気候変動適応策の技術開発に努める」に修正。(p.42)	
17		中津川委員	気候変動への適応策を考えるような技術開発という新しい項目を追加した方が良いのではないかな。		
18		上田委員	これまで想定されていなかったことが起きた場合にどういふうな対策を講じるか方針的なものでも、何か記載したほうがよいのではないかな。また、将来的にどのように北海道の河川を管理していくか、ダムの水の確保だけではなくて、運用的なものの表現があってもいいのではないかな。	「水防災意識社会」に関する記載を追記。(p.41、42)	
19		丸谷委員	「人々が参加する川づくり」のところに、安全の認識だとか、防災教育といった1項目追加してはどうか。		
20		泉委員	水防災意識社会というのがありますし住民の人たちに防災意識を持っていただくように、努力目標として挙げたらいいのではないかな。		
21		中津川委員	「d)国際社会への情報発信を進める」とあるが、国内というのもし入れておいたほうがいいのではないかな。		「国内外」に修正。(p.42)
22		丸谷委員	3-2-4、基本方針の「1)現状と課題」、「安全・安心な川の維持」に流木のことをいれてはどうか。	土砂・流木について追記。(p.43、44)	
23		中津川委員	図3-3 川づくりのフォローアップを河川整備基本方針や河川整備計画といった、既定計画との関係性が分かるような図にしてほしい。	図を修正。(p.44)	
24		用語解説	古川委員	用語解説については「月の輪工」など、写真を見ても全く分からないものもあるので専門用語に関して、重要なものは網羅できるように載せてほしい。	「月の輪工」、「河川法」ほか、用語を追加・削除。(p.50～56)
25			中津川委員	法律の話は書いてあるが、河川法が載っていないなど一貫性がない。	